

学校法人メイ・ウシヤマ学園 役員報酬及び規程

第1章 総則

第1条 (目的) この規定は、役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）の報酬、手当等について必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 報酬及び手当

(報酬の意味)

第2条 この規程の報酬とは、役員としての職務執行の対価として支払うことをいう。

(報酬額の決定)

第3条 役員の報酬は、理事会の決議によるその報酬総額の範囲内で次の通り決定し支払われる。

但し、経営状態・従業員の給与などとの均衡を考慮して決めるものである。

1. 役員の報酬は、理事会の議を経て理事長が決定する。
2. 報酬総額は、総人件費の2割以内とする。

第3章 旅費

(旅費の支給)

第4条 役員が出張した場合には、当該役員に対して旅費を支給する。

(出張雑費)

第5条 出張の性質により、この規則による旅費のほかに、当該出張において付隨的に必要とする費用は、これを出張雑費として支給することができる。

(交通費)

第6条 交通費は、非常勤の役員（専任職員である者を除く。）が理事会等に出席した場合に支給するもとし、その額は、1回につき10,000円とする。ただし、遠隔地から出席する者には、第7条に規定する旅費を合わせて支給する。

(旅費規則の準用)

第7条 この規則に定めるもののほか、外国出張に関する事項並びに出張手続及び旅費の支給等について必要な事項は、職員の旅費規則を準用する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。